

32 環境保全型農業直接支援対策

【2, 644(2, 909) 百万円】

対策のポイント

地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して直接支援します。

<背景／課題>

- ・食と農林漁業の再生本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、環境保全型農業など品質等を客観的に評価できる取組を拡大することとされています。
- ・環境保全型農業については、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図っていくことが必要です。
- ・そのためには、意欲ある農業者がより環境保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に、幅広く支援を行っていくことが必要です。

政策目標

平成26年度までに、エコファーマー累積新規認定数を34万件、有機JAS認定農産物の生産量を平成19年度比50%増

<主な内容>

1. 環境保全型農業に取り組む農業者に対する直接的な支援

- (1) 農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援（国の支援額：4,000円/10a）を実施します。

<対象となる営農活動>

カバークロップの作付、リビングマルチ・草生栽培、冬期湛水管理、有機農業の取組

- (2) 上記の営農活動のほか、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して支援の対象とする地域特認取組（炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、バンカープランツ、江の設置等）も支援の対象とします。

（環境保全型農業直接支払交付金 2, 470（1, 936）百万円
補助率：定額
事業実施主体：農業者等）

2. 環境保全型農業直接支払制度の円滑な推進

環境保全型農業直接支払制度の適正かつ円滑な実施に向けた地方公共団体の支援体制を整備します。

（環境保全型農業直接支払等推進交付金 144（240）百万円
補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体）

3. 環境保全型農業直接支払制度に係るシステムの整備

より効率的・効果的な環境保全型農業直接支払制度としていくため、必要な電算処理システムの改修を実施します。

（環境保全型農業直接支払電算システム整備事業委託費 30（70）百万円
事業実施主体：民間団体）

[お問い合わせ先：生産局農産部農業環境対策課（03-6744-0499(直)）]

環境保全型農業直接支援対策

環境保全型農業直接支払交付金

【2,470(1,936)百万円】

- (1) 農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援(国の支援額:4,000円/10a)を実施します。

<対象となる営農活動>

・カバークロープの作付

(土壌への炭素貯留等を目的に、緑肥等を作付けする取組)

・リビングマルチ・草生栽培

(土壌への炭素貯留等を目的に、作物の畝間や園地にムギ類や牧草等を作付けする取組)

・冬期湛水管理

(生物多様性保全を目的に、冬期間の水田に水を張る取組)

・有機農業の取組

- (2) 上記の営農活動のほか、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して支援の対象とする地域特認取組も支援対象とします。【平成24年度から適用】

<地域特認取組の例>

・炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用(国の支援額2,500円/10a)

(堆肥中に含まれる肥料成分を勘案した施肥管理計画を策定した上で、C/N比の高い堆肥を施用する取組)

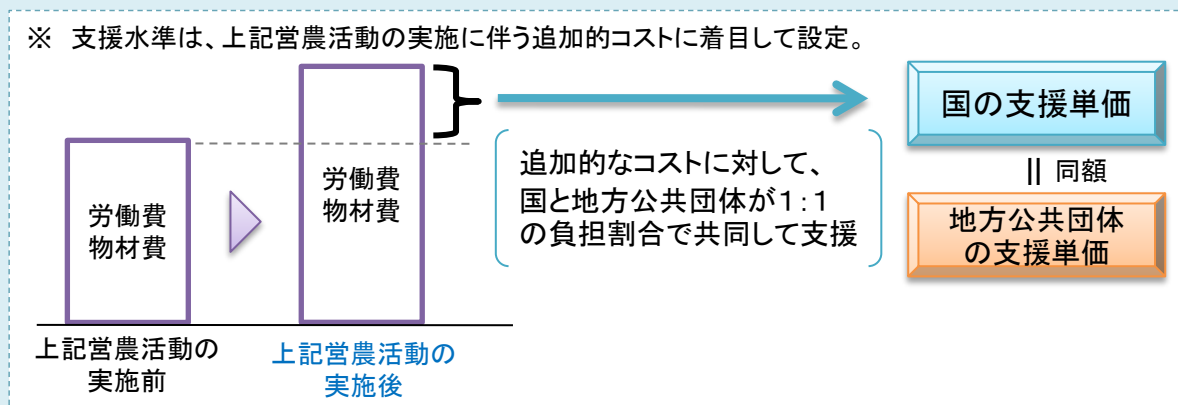
・バンカープランツ(国の支援額4,000円/10a)

(主作物の周囲に地域に土着する天敵昆虫等を増殖・温存する作物を植栽する取組)

・江の設置(国の支援額2,000円/10a)

(水田において、栽培期間中を通じて、湛水することができる溝(=江)を作る取組)

※支援対象地域、支援対象作物は、道県からの申請内容によって異なる。



環境保全型農業直接支払等推進交付金

【144(240)百万円】

環境保全型農業直接支払電算システム整備事業委託費

【30(70)百万円】